

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当及び勤勉手当の支給制限)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日（期末手当にあっては第17条第1項に規定する基準日、勤勉手当にあっては前条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る期末手当及び勤勉手当（第4号に掲げる者にあつては、同号の一時差止処分に係る期末手当及び勤勉手当）は、支給しない。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第2項に規定する一時差止処分を受けた者（当該一時差止処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当及び勤勉手当の一時差止め)</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当又は勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当の支給制限)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日（期末手当にあっては第17条第1項に規定する基準日、勤勉手当にあっては前条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る期末手当及び勤勉手当（第4号に掲げる者にあつては、同号の一時差止処分に係る期末手当及び勤勉手当）は、支給しない。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第2項に規定する一時差止処分を受けた者（当該一時差止処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当及び勤勉手当の一時差止め)</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当又は勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑</p>

事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2～4 略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) 略

6～8 略

事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2～4 略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) 略

6～8 略

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 町田市職員退職手当支給条例（昭和33年2月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に</p>

係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った市長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般

係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った市長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般

の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) ・ (3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。))であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) ・ (3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 略

の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) ・ (3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。))であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) ・ (3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

（町田市消防団に関する条例の一部改正）

第3条 町田市消防団に関する条例（昭和42年12月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略	(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略

（町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

第4条 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年3月町田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第9条 第7条の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第7条の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(町田市表彰条例の一部改正)

第5条 町田市表彰条例（平成7年9月町田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(表彰の対象としない者) 第11条 第3条から第6条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰の対象としない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2) ・ (3) 略	(表彰の対象としない者) 第11条 第3条から第6条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰の対象としない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2) ・ (3) 略

(町田市宅地開発事業に関する条例の一部改正)

第6条 町田市宅地開発事業に関する条例（平成16年6月町田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第6章 罰則 第32条 第27条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第33条 略	第6章 罰則 第32条 第27条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第33条 略

(町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部改正)

第7条 町田市プールの衛生管理等に関する条例（平成22年12月町田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>第15条 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>第15条 略</p>

(町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例の一部改正)

第8条 町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例（平成22年12月町田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>第26条 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>第26条 略</p>

(町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第9条 町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成26年3月町田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>第28条 第14条第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第19条又は第21条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以</p>	<p>(罰則)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>第28条 第14条第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第19条又は第21条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下</p>

下の罰金に処する。 第29条・第30条 略	の罰金に処する。 第29条・第30条 略
--------------------------	-------------------------

(町田市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第10条 町田市個人情報保護法施行条例（令和4年12月町田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（旧条例及び町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>3～7 略</p> <p>8 附則第3項又は第4項に規定する者が、正当な理由もなく、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>9 附則第3項又は第4項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>10・11 略</p>	<p>附 則</p> <p>（旧条例及び町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>3～7 略</p> <p>8 附則第3項又は第4項に規定する者が、正当な理由もなく、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>9 附則第3項又は第4項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>10・11 略</p>

(町田市行政不服審査会条例の一部改正)

第11条 町田市行政不服審査会条例（令和4年12月町田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第9条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(町田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第12条 町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年12月町田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第15条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第15条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。第5項において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧

刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられ者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（町田市一般職の職員の給与に関する条例及び町田市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の町田市一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）並びに第2条の規定による改正後の町田市職員退職手当支給条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。